

大規模災害時における

横手市業務継続計画

【よこてBCP】



令和3年4月 改訂

横 手 市

目 次

1 策定の趣旨	
(1) 策定の趣旨	1
2 業務継続計画の基本的な考え方	
(1) 業務継続計画の目的	1
(2) 本計画の位置付け	2
(3) 業務継続の基本方針	2
(4) 計画の見直し・改善	2
3 想定する地震と被害状況	
(1) 想定する地震	3
(2) 被害状況	3
4 非常時優先業務の選定	
(1) 選定基準	6
(2) 基本的な考え方	6
(3) 応急業務	6
(4) 優先的通常業務	7
5 非常時優先業務の実施体制の確立	
(1) 非常時優先業務の実施体制	8
(2) 災害対策本部・対策室のレイアウト	8
(3) 本部支援の機能・体制	9
(4) 災害対策本部職員配置見積	10
6 業務継続のための執務環境の確保	
(1) 本庁舎等が使用できなくなった場合の代替庁舎の特長	11
(2) 電気、水、食料等の確保	12
(3) 災害時につながりやすい多様な通信手段の確保	12
(4) 重要な行政データのバックアップ	13
(5) 冬期の物資の集積場所	13
(6) その他	13

1 策定の趣旨

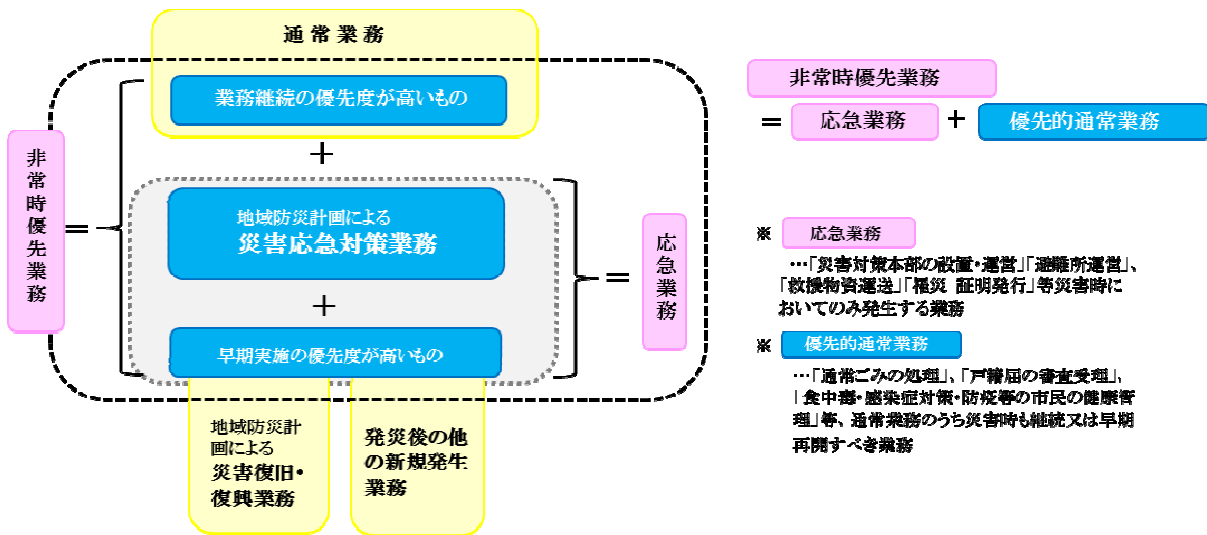
地震等による大規模災害が発生した際、市は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる。一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。しかしながら、過去の災害では、地方公共団体自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の対応に支障を来たした事例が多数見受けられるところであり、このような非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定により、業務継続性を確保しておくことが極めて重要である。

2 業務継続計画の基本的な考え方

(1) 業務継続計画の目的

災害時に市自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害にあっても適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

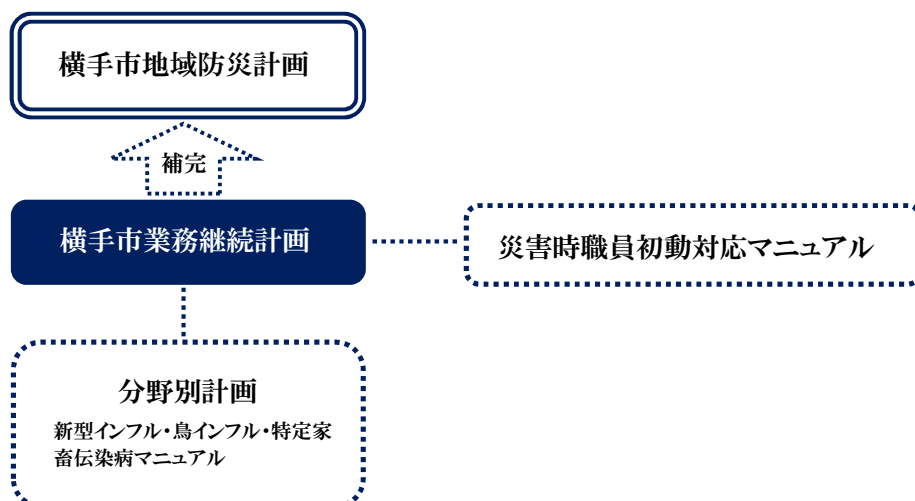
※ 業務継続計画は、地域防災計画を補完するもの。



非常時優先業務のイメージ

出典：平成28年2月 内閣府(防災担当)

(2) 本計画の位置付け



(3) 業務継続の基本方針

- ア 大規模災害時から、市民の生命・身体及び財産を守ることを最優先とする。特に発災後3日(72時間)までは、人命救助を最優先とする。
- イ 業務継続のために必要な体制をとり、必要な資源を最大限有効に活用するため、必要資源(人的・物的)の確保・配分は全庁横断的に調整する。
- ウ 市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、業務継続の優先度の高い通常業務の継続に努め、それ以外の通常業務は休止・縮小する。

(4) 計画の見直し・改善

- ア 毎年度の組織体制及び事務分掌の変更を適切に反映。
- イ 防災訓練等の実施に伴う新たな課題、改善点を反映。
- ウ 進歩する防災の考え方や技術に関する情報を反映。
- エ 時代とともに変化する市民ニーズを的確に反映。

3 想定する地震と被害状況

(1) 想定する地震(横手盆地真昼山地連動地震)

ア 地震規模 : M8.1 最大震度7

イ 発生時期 : 冬の深夜(午前2時)

(2) 被害状況

ア 被害想定

項目		秋田県全体	横手市	
マグニチュード		8.1		
最大震度(横手市、大仙市、湯沢市、仙北市)		7	7	
建物被害	全壊棟数(棟)	72,594	27,405	
	半壊棟数(棟)	62,000	21,868	
	焼失棟数(棟)	1,034	167	
人的被害	死者数(人)	4,524	1,859	
	負傷者数(人)	18,183	6,946	
	うち重症者数(人)	5,104	2,074	
避難者数	1日後(人)	143,233	43,476	
	4日後(人)	152,464	44,351	
	1ヶ月後(人)	112,718	40,582	
ライフライン被害	電力	停電世帯数(世帯)	149,708	35,586
		復旧日数(日)	19	19
	通信(固定電話・インターネット)	不通回線数(本)	14,125	5,074
		復旧日数(日)	12	12
	上水道	断水人口(人)	219,433	36,651
		復旧日数(日)	32	32
	下水道	機能支障人口(人)	36,977	9,254
		復旧日数(日)	28	28
LPガス	供給支障人口(人)	46,213	15,770	
	復旧日数(日)	8	8	
その他の被害	橋梁被害	大被害(箇所)	1	不明
		中小被害(箇所)	19	不明
	細街路閉塞延長(m)		2,270,300	625,350
	ブロック塀倒壊(箇所)		48,411	不明

イ 業務継続への影響

(ア) 職員の参集可能人数

a 阪神淡路大震災での参集率

	～6時間	～24時間	～72時間	～1週間	～2週間	～1か月
神戸市	40%	40%	70%	90%	90%	90%

(出典:地域防災データ総覧 阪神淡路大震災基礎データ編)

b 職員の参集可能人数

災害発生後、初動期～応急期(72h以内)までに、参集が可能な職員は全体のおよそ70%と予測される。

そのため、少ない職員でも効率的に業務継続できる体制づくりが必要である。

	職員数 (令和3年4月1日現在)	職員参集率 60%	職員参集率 70%
総務企画部	57	34	39
財務部	59	35	41
まちづくり推進部 (地域局除く)	23	13	16
横手地域局	25	15	17
増田地域局	33	19	23
平鹿地域局	32	19	22
雄物川地域局	30	18	21
大森地域局	27	16	18
十文字地域局	41	24	28
山内地域局	33	19	23
大雄地域局	24	14	16
市民福祉部 (各施設除く)	152	91	106
市民福祉部 (各施設)	82	49	57
農林部	41	24	28
商工観光部	31	18	21
建設部	43	25	30
上下水道部	38	22	26
会計・議会・選管・ 監査・農委	30	18	21
教育総務部	59	35	41
教育指導部	33	19	23
合計	893	527	617

(イ) 庁舎の被害想定

被害対象	被害状況	備考
本庁舎	災害の状況によっては、 機能に重大な支障のおそれあり	S57以降の建設 断層上に立地
条里北庁舎	機能に支障なし	
条里南庁舎	機能に支障なし	
県平鹿地域振興局	機能に支障なし	耐震工事実施済み
Y2ぷらざ	機能に支障なし	
横手就業改善センター	支障のおそれあり	S56以前の建設 耐震診断未実施
よこてイースト	機能に支障なし	
横手保健センター	機能に支障なし	
水道庁舎	機能に重大な支障のおそれあり	S45建設 耐震診断未実施 断層上に立地
増田庁舎	機能に支障なし	
平鹿庁舎	機能に支障なし	
雄物川庁舎	機能に支障なし	
大森庁舎	支障のおそれあり	S56以前の建設 耐震診断未実施
十文字庁舎	機能に支障なし	
山内庁舎	機能に支障なし	
大雄庁舎	機能に支障なし	

(ウ) 災害対策本部長の職務代行者

本部長(市長)が災害時に登庁困難な場合、もしくは登庁に時間を要する場合の職務の代行者は、次のとおりとする。

第1順位 防災担当副市長

第2順位 副市長

4 非常時優先業務の選定

(1) 選定基準

発災時に資源の制約下で業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込む必要がある。このため、非常時優先業務の対象期間を設定し、その期間内に開始再開すべき業務を選定する。

業務開始目標時間別の選定基準表

期間 業務内容		初動段階 (発災当日中)	応急期		復旧期
			3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
選定指標		「市民の命をつなぐ」		「日常の復旧」	「生活の再建」
非常時 優先業務	応急業務	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否確認 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救急救助開始 ・避難所の開設 ・応援、支援の要請 ・被害状況等の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・後方支援拠点の設置運営 ・被災建物の応急危険度判定 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資受入れ調整 ・罹災証明の申請受付 ・避難所集約、閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の発行 ・応急仮設住宅入居募集 ・災害弔慰金等の検討
	優先的通常業務	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命保護に必要な業務 ・市役所機能維持に必要な業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生に関する重要業務の再開 ・重大行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民記録関係業務、福祉関連業務等の最低限の窓口業務の一部再開 	<ul style="list-style-type: none"> ・証明書発行業務等窓口業務の再開、範囲拡大

(2) 基本的な考え方

- ア 災害発生時においては、応急業務を最も優先して実施する。
- イ 優先的通常業務については、応急業務に影響を与えない範囲で行うこととする。
- ウ 応急業務に必要な人員が確保できない場合は、他部局又は他自治体の応援職員を調整配置する。 受援計画 — 別紙第1
- エ 応急業務に必要となる人員・資機材等の資源の確保及び配分は、全庁的に調整する。

(3) 応急業務

非常時優先業務(応急業務) — 別紙第2

(4) 優先的通常業務

業務継続の優先度の高い通常業務は下表の考え方を基本に各部署で選定し、それを基に非常時優先業務(優先的通常業務)を策定した。

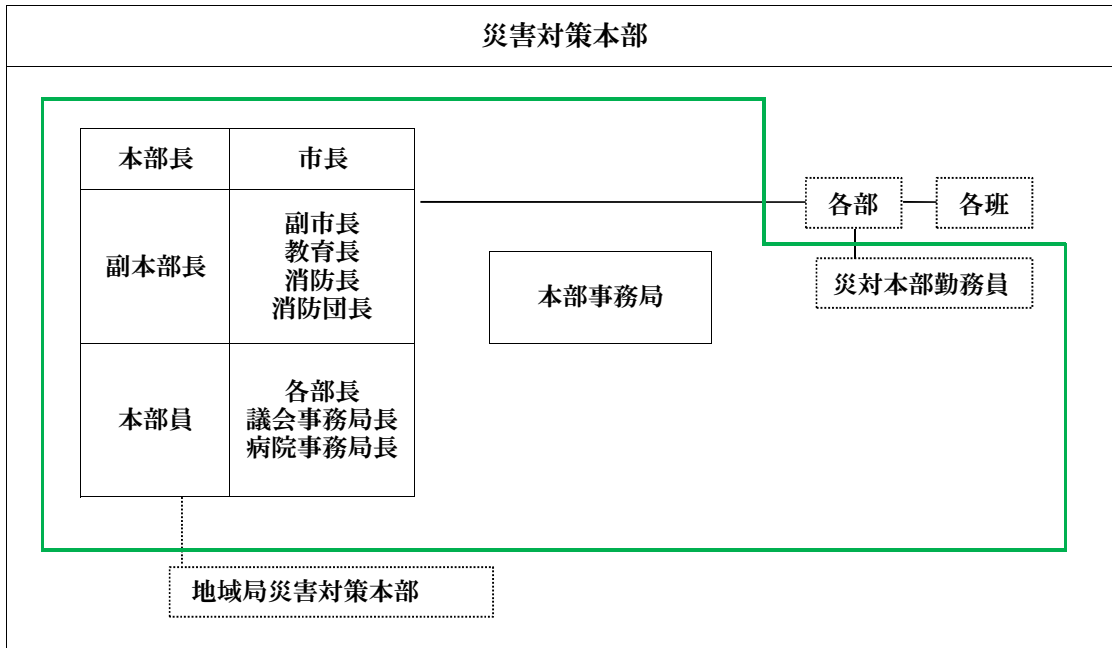
業務整理に係る基本的な考え方

業務区分		内容	備考
○	継続	市民の生命・財産、最低限の生活・社会秩序を維持するために必要な業務 (例) 埋火葬の許可、要援護者に関する業務、廃棄物収集及び処理、下水処理など	<p>・被害状況により、応急業務が優先され、それ以外の業務が中止される場合あり。</p> <p>・被害状況により、自課業務を縮小又は中止し、他課業務に従事する場合あり。</p>
△	縮小	業務の規模を縮小するなど内容を変更しても行わなければならない業務 (例) 各種申請受付、各種相談業務、契約業務、会計業務など	
×	休止	1ヶ月程度先送りしても支障がない、又は非常時において積極的に休止することが望ましい業務 (例) イベントの開催、研修、避難所に指定されている施設の運営など	

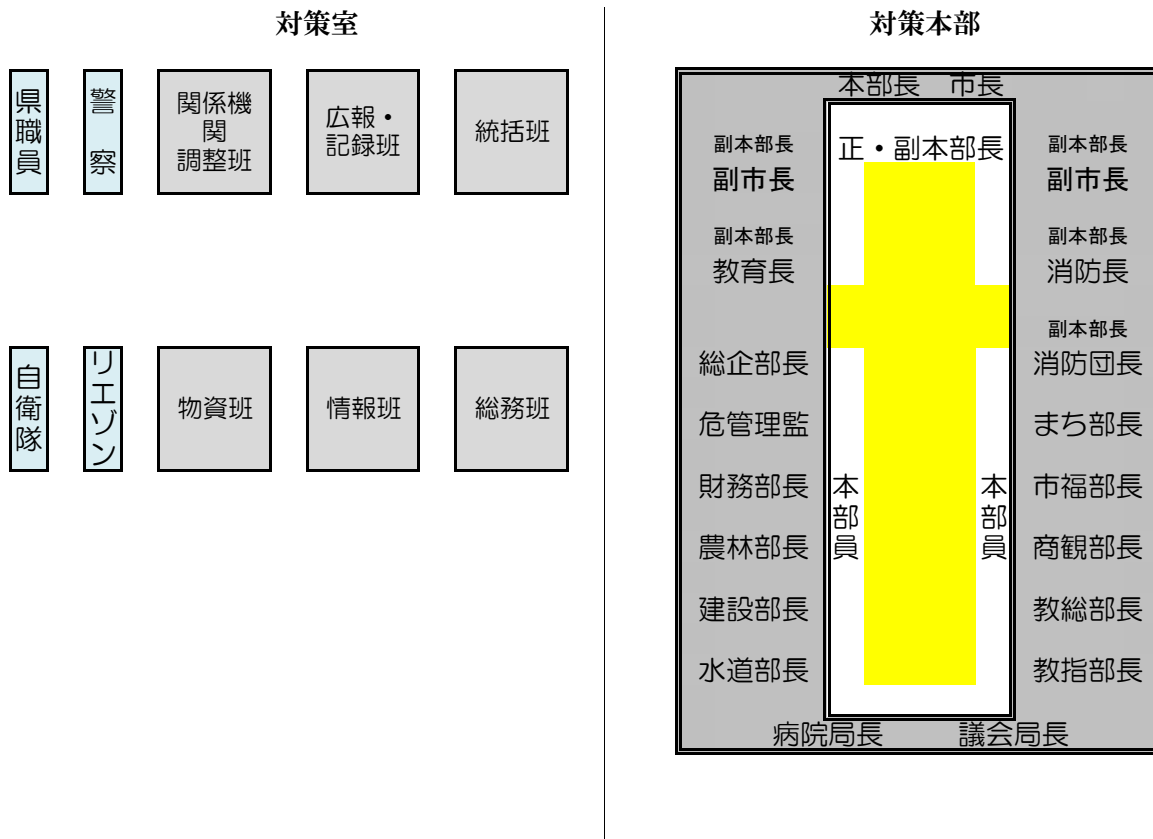
非常時優先業務(優先的通常業務) 別紙第3

5 非常時優先業務の実施体制の確立

(1) 非常時優先業務の実施体制



(2) 災害対策本部・対策室のレイアウト



(3) 本部支援の機能・体制

◆災害対策本部対策室

●対策室責任者 総務企画部長（災对本部事務局長）

<p>統括班 班 長：危機管理監</p> <p>1. 対策本部の設置及び廃止に関する事 2. 防災指令の発令及び解除に関する事 3. 本部員会議、関係本部員会議の招集に関する事 4. 各地域局対策本部等との調整に関する事 5. 情報分析・応急対策方針の立案に関する事 6. 関係各部及び各班任務分担の調整に関する事 7. 災害救助法の要請に関する事</p>	<p>【構成課員】</p> <p>危機対策課 消防本部警防課</p>
<p>①総務班 班 長：総務課員</p> <p>1. 庶務及び動員状況の把握及び職員配置に関する事 2. 他自治体への応援要請・受入調整に関する事 3. 緊急通行・災害派遣等従事車両の証明に関する事 4. 職員の食料・寝具・機器等衣食住の確保に関する事</p>	<p>【構成課局】</p> <p>総務課(1) 財政課(1) 選挙管理委員会事務局(1) 社会福祉課(1)</p>
<p>②物資班 班 長：財産経営課員</p> <p>1. 物資の確保に関する事 2. 救援物資の受入れ・配送に関する事 3. 救援物資保管場所の運営に関する事</p>	<p>【構成課】</p> <p>財産経営課(1) 契約検査課(1) 地域づくり支援課(1) 商工労働課(1)</p>
<p>③情報班 班 長：情報政策課員</p> <p>1. 被害(ライフライン等)情報等の収集・整理に関する事 2. 被害報・状況図の作成に関する事 3. 関係機関(国・県など)への被害報告に関する事 4. システムの維持管理に関する事</p>	<p>【構成課】</p> <p>情報政策課(1) 人事課(1) 生活環境課(1) 建設課(1)</p>
<p>④広報・記録班 班 長：秘書広報課員</p> <p>1. 記者発表・HP・メール等による情報提供に関する事 2. 緊急放送要請に関する事 3. 報道機関・市民からの問い合わせに関する事 4. 災害対策本部活動の記録に関する事</p>	<p>【構成課】</p> <p>秘書広報課(1) 消防本部予防課(1) 教育総務課(1) 会計課(1)</p>
<p>⑤関係機関調整班 班 長：経営企画課員</p> <p>1. 関係機関等との連絡調整に関する事 2. 関係機関等への応援要請・受入調整に関する事 ※関係機関等：自衛隊・県警・気象台・日赤・東北電力・NTT 災害応援協定先(自治体・民間など)</p>	<p>【構成課局】</p> <p>経営企画課(1) 病院事務局(1) 農林整備課(1) 経営管理課(1)</p>

(4) 災害対策本部職員配置見積

	職員数(a) 令和3年 4月1日現 在	参集率 60%	参集率 70% (b) =(a)×0.7	応急業務(災害対策本部勤務員)				優先的 通常業 務
				対策本部	本部員	対策室	合計(c)	差引 (d) =(b)- (c)
総務企画部	57	34	39	2	2	8	12	27
財務部	59	35	41	1	3	3	7	34
まちづくり推進部 (地域局除く)	23	13	16	1	1	1	3	13
市民福祉部 (各施設除く)	152	91	106	1	3	2	6	100
市民福祉部 (各施設)	82	49	57				0	57
農林部	41	24	28	1	1	1	3	25
商工観光部	31	18	21	1	1	1	3	18
建設部	43	25	30	1	3	1	5	25
上下水道部	38	22	26	1	3	1	5	21
会計・議会・選管・ 監査・農委	30	18	21	1		2	3	18
教育総務部	59	35	41	1	2	1	4	37
教育指導部	33	19	23	1	1		2	21
横手地域局	25	15	17	現地対策本部勤務あり				17
増田地域局	33	19	23					23
平鹿地域局	32	19	22					22
雄物川地域局	30	18	21					21
大森地域局	27	16	18					18
十文字地域局	41	24	28					28
山内地域局	33	19	23					23
大雄地域局	24	14	16					16
合計	893	527	617					

6 業務継続のための執務環境の確保

非常時優先業務の実施に必要な資源について現状・課題を確認し、必要な対策の方向性を検討した。

(1) 本庁舎等が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

【現状】

- 災害時、災害対策本部は条里北庁舎3階に設置。
- 本庁舎等の代替庁舎は検討されていない。

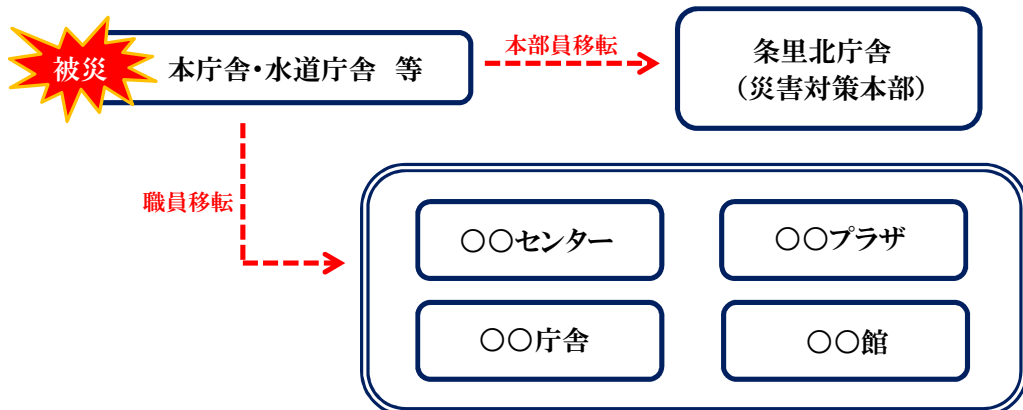
【対策】

- 代替庁舎を選定するため、所有施設をリストアップする。

代替庁舎検討用リスト									
施設名	建築年	災害危険度			附帯設備・事務機器等				代替庁舎候補
	耐震対応済みの場合○	洪水	害(土砂災害等)	非常用発電機/燃料	通信機器	情報システム	水、食料トイレ等	事務機器・備品	
クリーンプラザよこて	H28 ○	○	○	ごみ発電	—	×	備蓄あり	有	
横手体育館	S54 ×	○	○	×	IP電話 (事務室のみ)	×	無	有	
Y2プラザ	H23 ○	○	○	×	IP電話 (事務室のみ)	×	無	有	
横手就業改善センター	S54 ×	○	○	×	IP電話 (事務室のみ)	×	無	有	
横手武道館	H8 ○	○	○	×	—	×	無	無	
各地域局 (被災被害なし)	○ (一部×)	○ (一部×)	○ (一部×)	×	衛星携帯	×	備蓄あり	有	

※ 災害の種類・状況等により、災害対策本部で調整する。

○ 執務場所の移転イメージ



(2) 電気、水、食料等の確保

【現状】

		本庁舎	条里北庁舎 (災害対策本部)	
電気	自家発電機	2台 ※本庁用1台、かまくら館用1台	1台 ※サーバー室用、県防システム用自家発電装置別途あり	
	小型発電機	3台	ガソリン式 4台 カセットガス式 2台	
	燃料 備蓄	自家	A重油 400L ※1	A重油 1,500L ※2
		小型	ガソリン 40L	ガソリン 80L ※3 カセットガス 320本 ※4
	電力供給先	1階市民フロア	災害対策本部(庁舎3階)	
備蓄	水・食料	市備蓄品で対応し、流通備蓄も併せて全職員の3日分を確保する。(各地域局含む)		
	仮設トイレ	市備蓄のポータブルトイレに加えて確保する。(各地域局含む)		

※1 本庁のみ非常誘導灯点灯でおおよそ2日間(東日本大震災実績)

※2 おおよそ24時間

※3 消防署保管

※4 危機対策課保管

【対策】

- 災害時応援協定締結業者(石油・飲料・食料品 等)との連携強化

(3) 災害時につながりやすい多様な通信手段の確保

【現状】

- 東日本大震災後、小中学校等の主要な指定避難場所については、災害時優先電話に加えて、特設公衆電話を設置。

また、災害対策本部となる条里北庁舎及び各地域局に衛星携帯電話及びアマチュア無線機を導入し、孤立のおそれのある集落にも衛星携帯電話21台を導入。

さらには、緊急速報メールやコミュニティFMを活用した防災ラジオの導入などにより、災害時にもつながりやすい通信手段の確保に努めている。

(4) 重要な行政データのバックアップ

【現状】

- 戸籍については正本は本庁舎、副本は横手法務局で保管。2013年9月から戸籍副本データ管理システムが構築され、各市区町村とネットワークでつながれた全国2カ所の戸籍副本データ管理センターで管理、市区町村と管轄法務局が同時に被災するような大規模かつ広域な災害時でも戸籍の完全消失を防ぐことが可能。
- 住民情報系システム(住基、税情報)や、内部情報系システム、各部署の業務用データについては、すべて北庁舎サーバー室内で管理していることから、万が一本庁舎等が被災しても復旧可能。ただし、北庁舎が倒壊等した場合は紛失の恐れあり。

【対策】

- 業務用データについては、それぞれメンテナンスを委託している業者が毎月データをバックアップしている。つまり、最悪な場合でも1ヶ月分の喪失で免れる。

(5) 冬期の物資の集積場所

【現状】

冬期に横手盆地真昼山地連動地震が発生した場合、ふるさと村ドーム劇場だけでは集積場所として不十分となる。

【対策】

既存公共施設の利用が必要。

(6) その他

ア PCの保有状況

条里北庁舎には、常時使用できる状態にある常設のPCが30台、設定(半日要する)して使用できる状態にあるPCが20台ある。

イ 回線の状況

(ア) 横手体育館

事務室まで回線は延びているが規模が小さい。PCが集中する場合は、新たな回線の敷設が必要となる。

(イ) 武道館

回線なし。

(ウ) Y2プラザ

大きな回線が延びているが、PCに対応できるだけの自家発電装置が設置されていない。

平成29年3月 策定

令和2年4月 改訂

令和3年4月 改訂